

荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会 (第12回)

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針について

令和7年6月2日

国土交通省 荒川上流河川事務所

1. 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会について

■背景等

- ・平成27（2015）年9月関東・東北豪雨、平成28（2016）年9月台風第10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- ・全国各地で頻繁・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」と考えハード・ソフト対策が一体となって、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築を図る。
- ・平成29（2017）年6月水防法の一部改正に伴い「大規模氾濫減災協議会」が水防法へ定められた。

■荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成28（2016）年5月31日設立）

- ・円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な排水を実現するため、大規模氾濫時の減災対策として各構成員がそれぞれ又は連携して、計画的・一体的に取り組む事項について、「荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめている。

- ・各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを実施している。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針

令和3年5月31日

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、浦巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鶴ヶ島市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、埼玉町、宮代町、杉戸町、松伏町、埼玉県、気象庁熊谷地方気象台、独立行政法人水資源機構（荒川ダム総合管理所・利根導水総合事業所）、国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所）、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、秩父鉄道株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社

1. 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会について

■荒川水系(埼玉県域)における減災対策協議会の経緯

- 平成27年9月関東・東北豪雨を契機に、社会全体で洪水に備えるべく「水防災意識社会再構築ビジョン」が策定され、平成28年5月に、荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会を設立した。
- 平成28年9月に取組方針を策定し、改定も行いつつ、毎年取組の進捗状況に関するフォローアップを実施してきた。

荒川水系(埼玉県域)における減災対策協議会の経緯

H28.5.31 第1回協議会

減災対策協議会 設立

H28.9.28 第2回協議会

減災に係る取組方針
(H28~R2) 策定

H29.6.1 第3回協議会

進捗状況フォローアップ 開始

H30.5.22 第4回協議会

減災に係る取組方針
(H28~R2) 改定

R1.5.27 第5回協議会

法定協議会に移行

R1.11.12, 14 第6回協議会

減災に係る取組方針
(H28~R2) 改定

R2.5.28 第7回協議会

入間川流域部会 設立

R3.5.31 第8回協議会

鉄道事業者を
構成員に追加

R4.5.27 第9回協議会

減災に係る取組方針
(R3~R7) 改定

R5.6.5 第10回協議会

R6.5.23 第11回協議会

R7.6.2 第12回協議会

国の取組状況

H27.12.10 大規模氾濫に対する減災のための
治水対策のあり方について～社会意識の変革に
による水防災意識社会」の再構築にむけて～(答申)

H27.12.11 水防災意識社会再構築ビジョン 策定

H29.1.11 中小河川等における水防災意識
社会の再構築あり方について(答申)

H29.6.20 「水防災意識社会」の再構築に向けた
緊急行動計画 とりまとめ

H30.12.13 「大規模広域豪雨を踏まえた水災害
対策のあり方について」(答申)

H31.1.29 「水防災意識社会」の再構築に向けた
緊急行動計画 改定

R1.7.2 鉄道の計画運休のあり方について
最終とりまとめ

R2.4~7頃 大規模氾濫減災協議会への公共交通
事業者の参画に関する国からの事務連絡等

R2.7 気候変動を踏まえた水災害対策の
あり方について(答申)

R2.7 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト主要施策
(あらゆる関係者により流域全体で行う
「流域治水」への転換)

災害・法改正など

H27.9 関東・東北豪雨
(鬼怒川決壊)

H28.8 北海道・東北豪雨

H29.6.19 水防法等改正
大規模氾濫減災協議会制度法定化

H30.7 西日本豪雨

H30.9 台風第21号、24号

R1.10 令和元年東日本台風

気候変動による降雨量の
増大や水害の激甚化・
頻発化が予測

I期

進捗状況フォローアップ

II期

進捗状況フォローアップ

1. 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会について

■減災のための目標

河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標（取組方針）の達成に向けて、ハード対策とソフト対策を進めている。

【令和7年度までに達成・持続すべき目標】

荒川水系（埼玉県域）の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| ※ 大規模水害・・・・・・ | 想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害 |
| ※ 逃げ遅れゼロ・・・・・・ | 避難行動が遅れ人命にかかるような逃げ遅れをなくす |
| ※ 社会経済被害の最小化・・ | 大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態 |

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策に加え、荒川水系（埼玉県域）において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
- ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

1. 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会について

「逃げ遅れゼロ」
「社会経済被害の最小化」 → 減災対策を推進

■実施する取組

1) ハード対策の主な取組(11項目)

◇洪水を河川内で安全に流す対策(3)

1. 優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策
2. 橋梁部周辺対策の実施
3. 多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)

◇危機管理型ハード対策(1)

4. 堤防天端の保護、裏法尻の補強

◇避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備(7)

5. 雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)
6. 情報伝達手段の改善
7. 水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び関係者による共同点検
8. 排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に行える対策(二重化)の実施
9. 浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備および自家発電装置の耐水化等の実施
10. 河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備
11. 広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備

1. 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会について

■実施する取組

2) ソフト対策の主な取組(35項目)

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組(27)

◇的確な避難行動を取るための情報提供(6)

- 12. 緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信
- 13. 水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充
- 14. 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)
- 15. 災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化
- 16. 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
- 17. 洪水予測や河川水位の状況に関する解説

◇避難指示の発令に着目したタイムラインの作成(4)

- 18. 気象ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定
- 19. 気象流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難指示の発令等に着目したタイムラインの作成
- 20. タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- 21. 避難訓練等の実施による避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し

◇浸水リスク情報の周知、避難行動支援(12)

- 22. 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定図の作成
- 23. 浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定
- 24. 想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用及び優良事例の提供(専門家による支援の実施)
- 25. 広域避難計画の策定、市町間の協定締結
- 26. 平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有
- 27. 要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練の支援
- 28. 避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用及び民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供
- 29. 応急的な退避場所の確保
- 30. 避難訓練への地域住民の参加促進
- 31. 高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有
- 32. 地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する支援
- 33. 地域防災力の向上のための人材育成

1. 荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会について

■実施する取組

2) ソフト対策の主な取組(35項目)

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組(27)

◇防災教育や防災意識の普及(5)

- 34. 水防災に関する説明会の開催
- 35. 教員を対象とした講習会の実施
- 36. 小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有
- 37. 出前講座等を活用した講習会の実施
- 38. 防災施設の機能に関する情報提供の充実

②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組(6)

◇より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化(4)

- 39. 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検
- 40. 水防団強化を目的とした、広報の充実(水防団確保)、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施、訓練内容の改善
- 41. 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討
- 42. 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築

◇既設ダムの危機管理型運用方法の確立(2)

- 43. 既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討及び「ダムの柔軟な運用」の運用
- 44. ダム放流情報を活用した避難体系の確立

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組(2)

◇排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施(2)

- 45. 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定
- 46. 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施

2.【参考】水防法

水防法

(目的)

第1条

この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 國土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の國土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

2.【参考】水防法

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九

国土交通大臣は、**第十条第二項又は第十三条第一項**の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 國土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により國民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

2.【参考】水防法

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条

国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十二条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十

都道府県知事は、第十二条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。